

告 示

埼玉県告示第六百十二号

測量計画機関である和光市越後山土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

和光市越後山土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

和光市越後山土地区画整理事業区域内

四 作業期間

令和四年十二月九日から令和五年十月三十一日まで